

(別記1)

新農業人，中小規模・家族経営体等活躍支援事業のうち  
ハード支援

#### 第1 事業実施主体

市町村とする。

#### 第2 取組主体

次の全てを満たすものとする。ただし，知事が必要と認めるときは，この限りではない。

- (1) 人・農地プランに位置付けられた中心経営体，農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者のいずれにも該当しない。
- (2) 地域農業の維持・発展の観点で，市町村が当該地域の担い手と見込む新農業人又は中小規模・家族経営体である。

#### 第3 対象経費，交付率及び交付額の上限

取組主体が行うハード事業で，地域の特性を活かし意欲を持って，品目の転換や新技術導入等の新たな取組を実施する際に必要な機械・施設等の導入・改修等について，事業実施主体が補助事業を実施する場合に要する経費に対して，3分の1以内を交付し，その上限額は2，000千円とする。

#### 第4 交付の条件

要綱第6条第1項(3)の規定により付する条件は，次の全てを満たすものとする。

- (1) 取組主体は，地域農業の維持・発展に寄与する取組に係る事業実施計画を策定し，市町村長の認定を受けること
- (2) 市町村が県と同率以上の経費負担・補助を行うこと

(別記2)

新農業人，中小規模・家族経営体等活躍支援事業のうち  
ソフト支援

第1 事業実施主体

新農業人とする。

第2 対象経費，交付率及び交付額の上限

事業実施主体が行うソフト事業で，地域資源活用による付加価値向上や新たな品目・技術等の試験栽培，販路拡大等の取組に要する経費に対して，定額を交付し，その上限額は300千円とする。

第3 交付の条件

要綱第6条第1項(3)の規定により付する条件は，次の全てを満たすものとする。

- (1) 事業実施後，5年以上営農を継続すること
- (2) 5年間の取組目標を設定すること

(別記3)

## 多様な人材確保支援事業

### 第1 定義

本事業において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 民間賃貸住宅

建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して居住用に供する住宅であること。ただし、次のいずれかを満たすものを除く。

イ 市営・県営住宅等の公的賃貸住宅

ロ 社宅、官舎、寮等の事業所が所有する住宅

ハ 申請者が個人の場合は、申請者、申請者の配偶者、又は両者の2親等以内の親族が所有又は管理している住宅。申請者が法人の場合は、経営者又は経営者の配偶者が所有又は管理している住宅

ニ 所在地が県外の住宅

### 第2 事業実施主体

農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者等（以下「農業法人等」とする。）とする。

### 第3 対象経費、交付率及び交付額の上限

農業法人等が、地域の労働力確保に向け、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等を就労させていく上で必要な環境改善、スキルアップ、福利厚生改善等に要する経費に対して、次のとおり交付する。

(1) 労働環境整備（標識・掲示の設置等）支援（以下「労働環境整備支援メニュー」とする。）として、定額を交付し、その上限額は200千円とする。

(2) スキルアップ（資格取得、職場セミナー開催等）支援（以下「スキルアップ支援メニュー」とする。）として、定額を交付し、その上限額は200千円とする。

(3) 借上住宅家賃支援（以下「家賃支援メニュー」とする。）として、3分の1以内を交付し、その上限額は200千円とする。

イ 本メニューの対象となる家賃は、次の各号の全てに該当するものとする。

(イ) 障がい者、技能実習生、特定技能外国人等が入居するための賃料（賃貸借契約に定める賃借料の月額から、共益費、駐車場使用料等を除いた金額）相当額であること。

(ロ) 対象期間が、補助金の申請者（事業実施主体）と入居者との契約で定めた期間内であること

(ハ) 賃料の月額が3万円以上であること

(ニ) 事業実施主体が契約した民間賃貸住宅であること

(ホ) 連続する12か月を上限とすること

ロ 次の各号のいずれかに該当する期間は、対象経費から除くものとする。

- (イ) 月途中の入退居により日割りで計算となる期間
- (ロ) 住所地とは異なる居住地から通勤している期間
- (ハ) 国や市町村が実施する家賃に係る補助金等の交付を受けている場合、これらの補助金等に該当する期間

#### 第4 交付の条件

要綱第6条第1項(3)の規定により付する条件は、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 事業申請時点において、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等と雇用契約関係にあり、かつ、事業実施後1年以上雇用契約を継続すること(雇用者の変更は可)
- (2) 事業申請時点において、県内の福祉事業所との作業委託契約による障がい者就労を行っており、かつ、事業実施後1年以上作業委託契約を継続すること(就労者の変更は可)

#### 第5 その他

本事業の交付の申請にあたっては、原則として、第3第1項(1)～(3)の支援メニューのうち、いずれか1つを選択して申請するものとする。

(別記4)

## 雇用創出環境整備支援事業

### 第1 事業実施主体

農業法人，認定農業者，認定新規就農者，集落営農，人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体，農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者等（以下「農業法人等」とする。）とする。

### 第2 対象経費，交付率及び交付額の上限

農業法人等が，地域農業の新たな担い手として，障がい者，技能実習生，特定技能外国人等を就労させるための環境整備に必要な機械・施設等の整備等に要する経費に対して，3分の1以内を交付し，その上限額は1,000千円とする。

### 第3 交付の条件

要綱第6条第1項（3）の規定により付する条件は，次のいずれかを満たすものとする。

- （1）事業実施後1年以内に，障がい者，技能実習生，特定技能外国人等を新たに雇用すること
- （2）事業実施後1年以内に，県内の福祉事業所との作業委託契約により，障がい者就労を新たに行うこと